

3 about this plan



第3章

この計画について

この計画の

目的・期間・策定体制

などを紹介するね!



1、計画策定の背景と目的

平成28年6月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」において「地域共生社会」という考え方が示されました。制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指すという考え方にに基づき、国や都、各自治体において取り組みが進められています。

台東区においては、少子高齢化や核家族化の進行、住民相互のつながりの希薄化^{きはくか}などにより、近年では、社会的孤立や複合化・複雑化した課題を抱える世帯、制度の狭間にあるケースや相談に行くことが困難なケース等が増加し、公的制度やサービス、制度・分野ごとの縦割りの支援だけでは問題が解決しない場合も多くなっています。こうした状況の中、区民の誰もが住み慣れたまちで自分らしく暮らしていけるよう、地域共生社会の実現に向けて、「台東区地域福祉計画」が令和5年3月に策定されました。

台東区社会福祉協議会（以下、「台東社協」という。）は、このような国や都、台東区の動きを踏まえ、地域の変化や、複合的な課題に対応していくため、新たに「台東区地域福祉活動計画」（以下、「本計画」という。）を策定しました。本計画は、目指すべき地域の姿を設定し、その地域を目指していくために、区民、地域活動者、事業者、NPO法人、ボランティア団体、社会福祉協議会などが、それぞれどのような行動を図っていくべきかを示した民間の行動計画となっています。それぞれの取り組みが、より一層の地域福祉推進につながっていくことを目的としています。

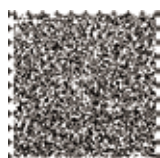
2、計画の位置づけ

本計画の推進にあたっては、台東区が策定した「台東区地域福祉計画」（計画期間：令和5年度～令和11年度）と緊密な連携を図るとともに、「台東区地域福祉計画」の基本理念である「誰もがともに支え合い いきいきと自分らしく安心して暮らせるまち」の実現も併せて推進するものとします。

台東区地域福祉計画
(令和5年3月策定)



台東区地域福祉活動計画
(令和7年3月策定)



3. 計画の期間

6年間(令和7年度～令和12年度)

※台東区地域福祉計画の改定時期を考慮し、本計画の期間は令和7年度～令和12年度とします。

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	
台東区地域福祉活動計画	→ 第1期計画策定に向けた検討		第1期計画スタート	→ 計画の期間(令和7年度～令和12年度(6年間)まで)						→ 第2期計画スタート
台東区地域福祉計画(参考)	第1期計画スタート	→ 計画の期間(令和5年度～令和11年度(7年間)まで)						→ 第2期計画策定に向けた検討	第2期計画スタート	→

4. 計画とSDGsとの関係

平成27年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」において、国連加盟国が平成28年から令和12年までの15年間で達成を目指す国際目標として、「持続可能な開発目標(SDGs)」が位置づけられました。

SDGsでは、17の目標と169のターゲットを設定し、地球上の誰一人として取り残さないことを誓っています。

本計画においては、適切な支援につなぐ環境づくりや福祉サービス基盤の充実、いきいきと安心して暮らせる地域づくりを推進するものであり、SDGsと関連しています。

これらの目標の達成に向けて、本計画の着実な推進を図ってまいります。



5、計画の策定体制

台東社協では、本計画の策定に向けた検討を行うため、台東区地域福祉活動計画策定委員会を設置しました。策定委員会は、町会や民生委員、各分野の団体、企業、行政などの15名の委員で構成されています。

また、多岐に渡る地域福祉の課題を検討するため、策定委員会の作業部会として、台東社協の職員で構成された台東区地域福祉活動計画プロジェクトチームを設置しました。

加えて、令和5年度には区民向けアンケート調査、ボランティア活動者向けアンケート調査、地域活動者・専門職等ヒアリング調査、令和6年度には本計画案に対するパブリックコメントを実施するなど、地域の方々からのご意見を伺いながら、検討・審議を行い、開かれた計画を目指して策定いたしました。

〈計画の検討〉

★台東区地域福祉活動計画策定委員会

【構成委員】

- ・学識経験者・町会・民生委員
- ・各分野の団体・企業・行政等

★台東区地域福祉活動計画

プロジェクトチーム
(台東社協職員で構成)

第1期台東区地域福祉活動計画

・パブリックコメントの実施

意見の聴取

令和6年度

- ・区民向けアンケート
- ・ボランティア活動者向けアンケート
- ・地域活動者・専門職等ヒアリングの実施

令和5年度



6. 計画の点検・評価

計画に掲げた活動目標に沿って、毎年度、事業などの実施状況の確認、関係法や制度の改正、社会情勢の変化、新たなニーズや課題を踏まえ、毎年度、点検・評価を実施します。

計画期間の中間年度にあたる令和9年度においては、地域住民、関係機関などからのヒアリングを行うなど、中間評価を行い、台東社協の執行機関である理事会、台東社協の議決機関である評議員会において報告して、次年度以降の事業に反映します。

また計画の最終年度である令和12年度においては、事業の進捗、目標の達成状況などを踏まえて最終評価を行い、令和13年度からの次期計画へとつなげていきます。

